

加茂農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について

令和８年９月１０日加茂市告示第６６号で公告の、加茂農業振興地域整備計画の変更案について、当該変更案に係る区域に住所を有する者は、令和８年１０月９日までに、下記により意見書を提出することができます。

記

１ 意見書の提出先及び問い合わせ先

加茂市幸町二丁目３番５号

加茂市役所 ４階 農林課

電 話 ０２５６－５２－００８０

（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

F A X ０２５６－５３－４６７９

E-mail norin@city.kamo.niigata.jp

２ 意見書の提出に当たっての注意事項

（１）提出方法

前記１の窓口への持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

（２）意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。個人が意見書を提出するときは、住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載して下さい。

（３）意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に、当該箇所を非公開にすることがあります。

（４）意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１２条第１項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

（５）その他

加茂農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。